

江戸川区ケアプランデータ連携システム導入支援事業業務委託
仕様書

1 件名

江戸川区ケアプランデータ連携システム導入支援事業業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※契約締結日は令和 7 年 12 月 1 日を想定。

3 委託内容

(1) 事業説明会の開催

ケアプランデータ連携システム導入対象事業所（以下、「対象事業所」という。）向けに、ケアプランデータ連携システム（以下、「連携システム」という。）の導入効果や事業目的を周知する説明会を複数回開催すること。開催方法是对面、オンライン、または対面とオンラインのハイブリッド形式とする。事業の周知を目的とした広報用チラシ等を作成し、集客にも貢献すること。

(2) 対象事業所に対する連携システム導入のための伴走支援

対象事業所に直接介入し、連携システム導入の完了まで支援を行うこと（200 か所程度）。導入に関する相談支援や問い合わせ対応等を実施する。支援方法是对面およびオンラインとし、具体的支援内容として以下を含む。

- ① 対象事業所のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ② 介護報酬請求用電子証明書のインストール
- ③ 連携システムのインストール
- ④ 介護ソフト導入支援
- ⑤ 介護ソフト設定確認
- ⑥ 連携システムのセットアップ
- ⑦ 事務フローの分析及び見直し提案
- ⑧ 使用中の介護ソフトに応じた連携システムの操作説明
- ⑨ 連携システムの使用方法の個別指導および導入後フォロー

(3) 連携システムのサポートデスク設置・運用

各事業所からの連携システム導入方法や操作方法等に関する問い合わせに対応するため、専用のサポートデスクを設置・運営すること。

- (4) 主要介護ソフトベンダーと連携した参画事業所向けオンラインセミナーの開催
対象事業所に導入されている主要な介護ソフトベンダーと連携し、本事業参画事業所向けに連携システムの活用等に関するオンラインセミナーを開催すること。
- (5) 参画事業所向けサポートサイトの立ち上げ・運用
参画事業所向けに、動画等を活用したサポートサイトを立ち上げ、事業所を効率的に支援できるよう運用すること。
- (6) 導入効果を定量化する調査の実施
本事業により連携システムを導入した事業所及び、既に連携システムを導入していた事業所に対し、ヒアリング調査等を実施し、連携システム導入効果を検証する。導入促進に繋がる効果測定を行い、他の介護事業所への横展開に有効な手法を提案すること。
なお、調査完了時には、本委託業務の受託事業者から調査協力事業所に対して調査協力金（21,000 円）を支払うこととする。調査協力金の支払い件数は最大 266 件を想定する。
- (7) 報告書の作成
導入効果を定量化する調査の結果や、事業説明会・伴走支援の実施状況等をまとめた報告書を作成すること。作成した報告書は、各業務で使用した資料と併せて、令和 8 年 3 月 31 日までに電子データ（CD-R・メール添付等）で江戸川区（以下、「区」という。）に提出すること。
なお、報告書は区ホームページでの公表に適した形式及び表現で作成すること。
- (8) 区との定期的な打合せの実施
本業務を進めるにあたり、区担当者と定期的な打合せを実施することとし、区の求めに応じて業務の進捗状況を報告すること。

4 業務実施の条件

業務実施に際しては随時、区と協議しながら進めることとし、本仕様書に記載されていない事項や業務上疑義が生じた場合には、両者協議の上で業務を進めるものとする。また、区は必要に応じ業務の進捗及び事業費執行状況について、実地及び書面による検査を実施できるものとする。

5 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、業務統括責任者を配置し、担当者の役割分担を明確にすること。また、伴走支援業務については、本事業に必要な能力及び経験

を有する者を十分に確保すること。

6 再委託

委託業務の全部または主要な一部を第三者に委託してはならない。ただし、再委託先の情報（名称、住所、委託業務範囲、金額等）を記載した書面を提出し、あらかじめ区の承認を得た場合のみ認めるものとする。その場合、受託者は再委託先の管理監督責任を負うものとする。なお、必要に応じて区職員が再委託先への指示監督を直接行う場合がある。

7 資料等の作成

作成する成果物や書類は、PowerPoint、Word、Excel 形式など、区において二次利用可能な形式で作成すること。知的財産権の取扱いには注意を要し、その都度確認を行うものとする。

なお、本業務に基づいて作成された成果物の一切の権利は区に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。

8 経費

本業務の実施に当たり、対象事業所が連携システムの導入において必要な機器等については、受託者は負担しないものとする。その他の業務実施に係る経費については、すべて受託者の負担とする。

9 委託料の支払

業務完了後、適正な請求書の提出を受けてから 30 日以内に一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、委託業務の履行に際して、「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を機密情報として取り扱い、業務の目的以外に利用したり、第三者に提供したりしてはならない。また、業務上知り得た個人情報の取り扱いに当たっては、別に定める特約条項を遵守し、秘密保持に努めなければならない。いずれの情報についても、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取り扱いとする。
- (3) 受託者が業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼした場合は受託者がその損害を賠償しなければならない。